

## 「個人情報保護マネジメントシステム実施ハンドブック」簡易版 第14章

個人情報保護監査研究会

### 第14章 従業員の監督

#### 14.1 機密保持誓約書

従業員は、入社時に業務で知り得た個人情報を含む機密情報の守秘義務を課せられ、その証として「343101 機密保持誓約書」に署名します。 事例：「機密保持誓約書」

#### 機密保持誓約書

私は、入社に際し下記の事項を遵守し履行することを誓約します。

1. 貴社の就業規則、諸規程等に従い誠実に勤務すること。
2. 私の履歴書、職務経歴書等の入社時提出書類記入事項は真実に相違ないこと。
3. 社員として貴社の対面を汚すような行為をしないこと。
4. 故意又は重大な過失により損害を会社に与えたときは、その責任を負うこと。
5. 下記の機密情報保持義務を遵守すること。

(機密保持の確認)

在籍中は、次に示される情報(以下「機密情報」という)に関する書類等一切について原本はもとよりその複写物、電子データ等については、業務に必要なもの以外利用しません。また業務上利用する場合は、定められた安全管理対策を守り、漏えい、改ざん防止に努めます。

- ①販売・企画・技術資料・原価・価格決定の情報
- ②財務・人事・プロジェクト等に関する情報
- ③関連会社の情報または他社との業務提携に関する情報
- ④上司により部内機密情報として指定された情報
- ⑤とくに機密保持対象として指定された情報

なお個人情報を取り扱う場合は、1件でも機密情報として認識して取り扱います。また開発中の製品やサンプル等についても同様に、業務に必要なもの以外利用しません。

(機密の帰属)

機密情報は貴社に帰属し、私に帰属するものでないことを確認します。

(退職後の機密保持の誓約)

貴社を退社した後においても機密情報を漏洩もしくは利用しません。

(賠償責任)

上記に違反し貴社の機密情報の利用および漏洩した場合、私に法的な責任が生ずることを十分に理解し、それにより貴社が被った損害について相当の賠償を致します。

以上

※ 「343101 機密保持誓約書」は、従業員のみを対象とします。派遣元との守秘義務契約を締結している受入派遣社員に対しては「誓約書」を取得してはなりません。

#### 14.2 罰則規定

PMS に違反した者等に対しては「就業規則」に従い懲戒の対象となるとともに、会社に損害を与えた場合は損害賠償請求を行うことがあることを、「3301 個人情報取扱規程」5.罰則に規定します。 ■

次回は、「第15章 委託先の監督」をご紹介します。> [目次へ](#)

個人情報保護監査研究会 <http://www.saaj.or.jp/shibu/kojin.html> 以上